Ⅱ. 別途資料

(1) 体制設備の変更方法について

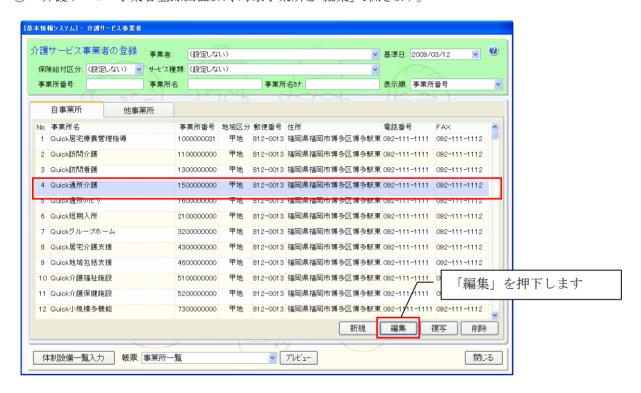
[メニュー]: 基本情報 -> 事業者 -> 介護サービス事業者

- <設定例>

《サービス種類》 15: 通所介護

平成 21 年 4 月 1 日より追加される体制設備「サービス提供体制強化加算」を「加算 I 」に設定する。

① 介護サービス事業者登録画面より、対象事業所を「編集」で開きます。



② 対象サービス事業を選択し、「編集」で開きます。



③ 異動履歴が異動日「平 **21.04.01**」が選択されていることを確認し、体制設備の「サービス提供体制強化加算」を「加算 I 」 に設定します。



④ 設定ボタンを押下後、前画面で保存を行ってください。

(2) 施設等区分の変更方法について

[メニュー]: 基本情報 -> 事業者 -> 介護サービス事業者

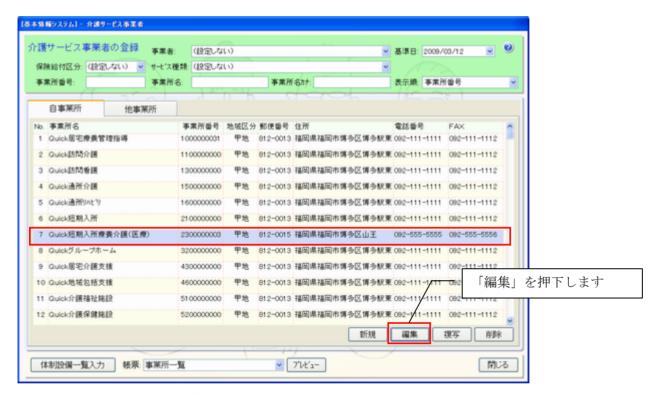
- <設定例>

《サービス種類》 23: 短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)

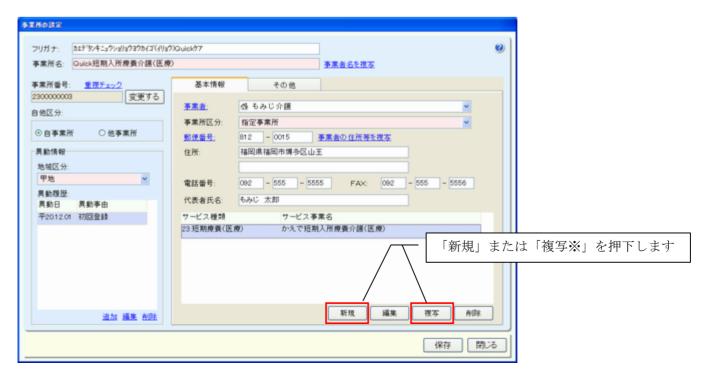
《施設等区分》基準適合診療所型

平成21年4月1日より、施設等区分を「基準適合診療所型」から「診療所療養型」に変更する。

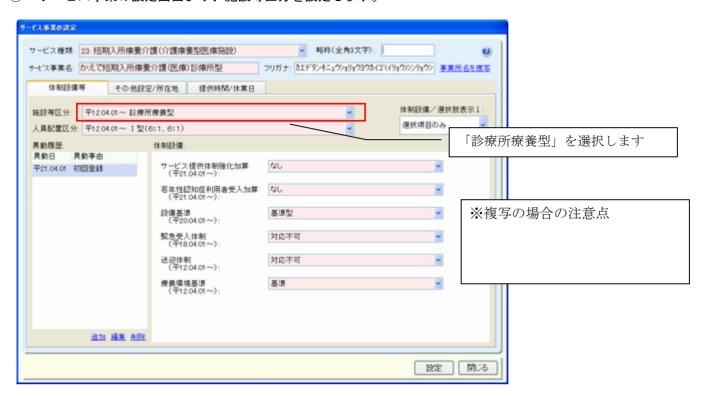
① 介護サービス事業者登録画面より、対象事業所を「編集」で開きます。



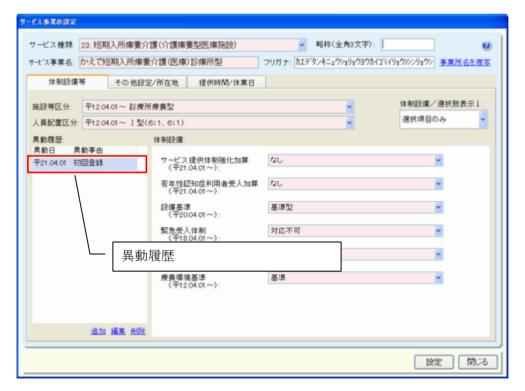
② 「新規」または対象サービス事業を選択した状態で「複写」を押下します。



③ サービス事業の設定画面より、施設等区分を設定します。



④ 体制設備等の情報を設定し、設定ボタンを押下します。



- ⑤ 変更された施設等区分のサービス事業が追加されます。
- ⑥ 保存ボタンを押下します。
- ⑦ 自事業所の場合は、職員登録画面の所属サービス事業者より、追加したサービス事業にチェックを入れます。

(3) 算定項目の自動取込ついて

[メニュー]: 基本情報 -> 利用者 -> 利用者

- <設定例>

《サービス種類》 51: 介護福祉施設サービス

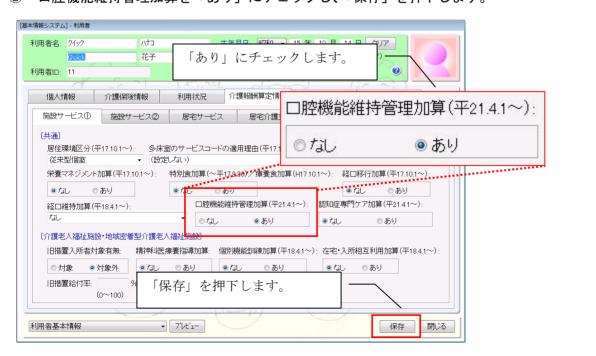
《算定項目》口腔機能維持管理加算

平成 21 年 4 月 1 日より、算定項目を「口腔機能維持管理加算」を算定する。

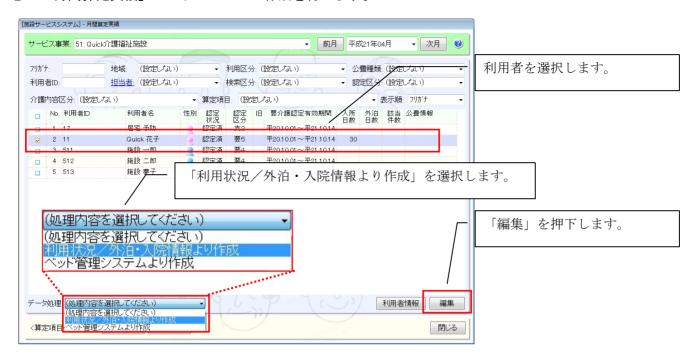
① 基本情報の利用者から、対象の利用者を「編集」で開きます。



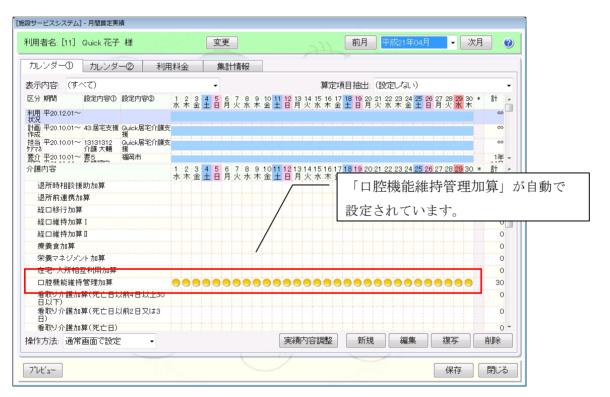
② 口腔機能維持管理加算を「あり」にチェックし、「保存」を押下します。



③ 「月間算定実績」でスケジュールの作成を行います。



④ 自動で口腔機能維持管理加算が設定されます。



(4) 入所前の状況の設定方法について

[メニュー]: 基本情報 -> 利用者 -> 利用者 -> 利用状況

_ <設定例> ___

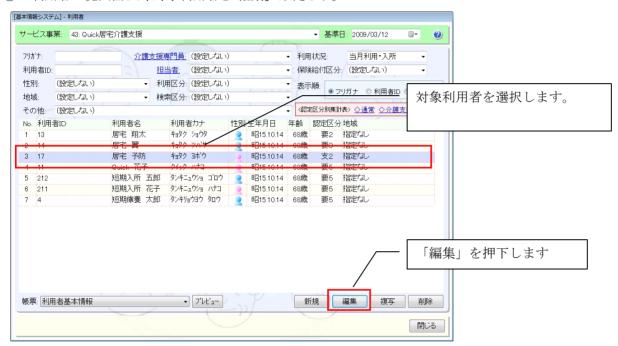
《利用者ID》17: 居宅 予防

《入所前の状況》居宅

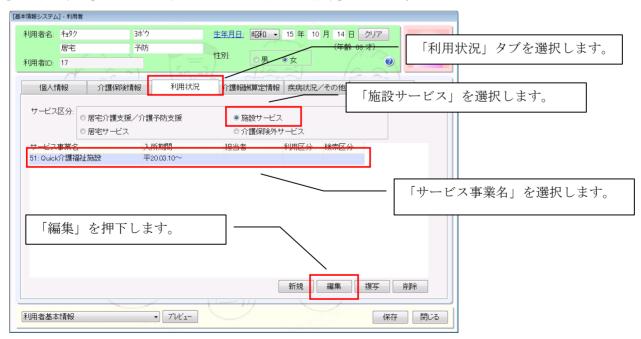
《サービス事業名》 51: Quick 介護福祉施設

入所前(平成21年4月1日以前)の状況を「居宅」に設定する。

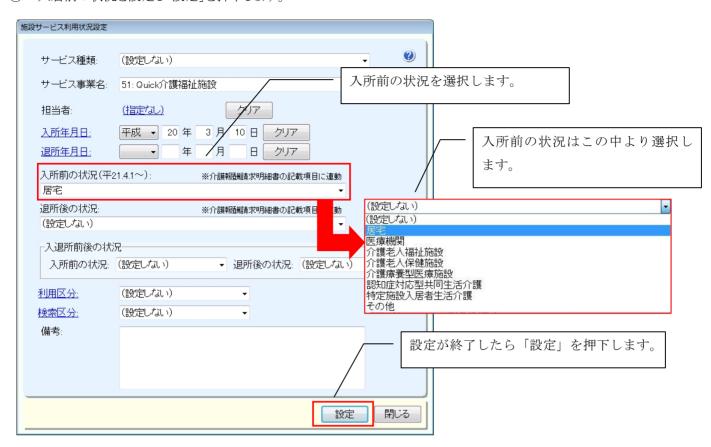
① 利用者一覧画面より、対象利用者を「編集」で開きます。



② 「利用状況」タブを選択し、対象サービス事業名を「編集」で開きます。



③ 入居前の状況を設定し「設定」を押下します。



④ 「保存」ボタンを押下します。



以上で入所前の状況の設定は終了です。

(5) 通所リハビリテーション2時間未満の設定方法について

[メニュー]: 居宅介護支援 -> 月間スケジュール -> 月間スケジュール管理

_ <設定例>

《サービス種類》 16: 通所リハビリテーション

平成21年4月度のスケジュールに通所リハビリテーション(2時間未満)を設定する。

例1) チャート形式での設定

① スケジュールを設定する利用者を選択し、「チャート形式」を押下します。



② 通所リハビリテーション「2h未満」をスケジューリングし、「保存」を押下します。



以上でチャート形式での設定は終了です。

例2)表形式での設定

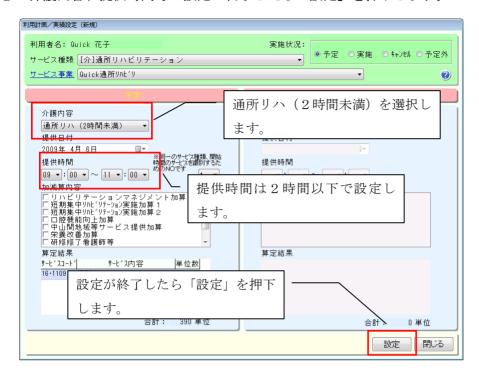
① スケジュールを設定する利用者を選択し、「表形式」を押下します。



② スケジューリングする日にちを選択して「新規」を押下します。



③ 介護内容、提供時間等の設定が終了したら「設定」を押下します。



④ 設定した内容が登録されたのを確認したら「保存」を押下します。



以上で表形式での設定は終了です。

(6) 居宅介護支援の算定項目の設定方法

[メニュー]: 基本情報 -> 利用者 -> 利用者

_ <設定例(1)> _

自動取込の場合の設定

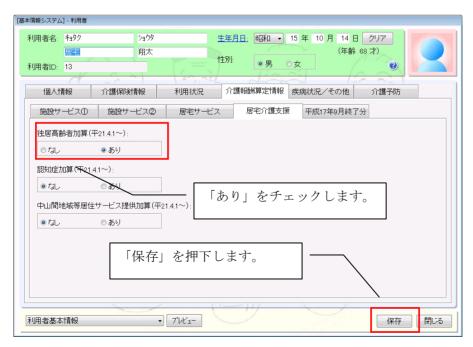
《算定項目》独居高齢者加算

平成 21 年 4 月 1 日より、算定項目を「独居高齢者加算」を算定する。

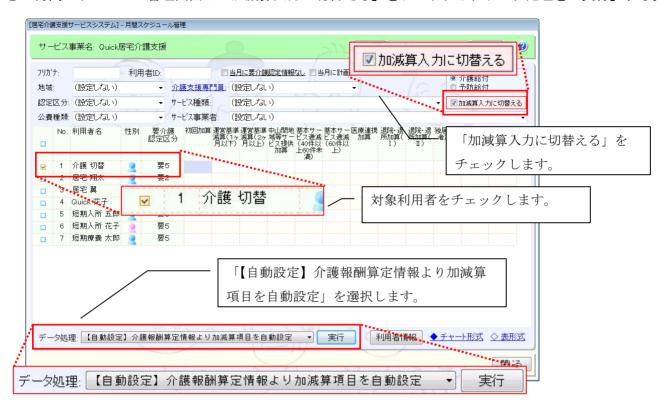
① 基本情報の利用者から対象の利用者を編集で開く



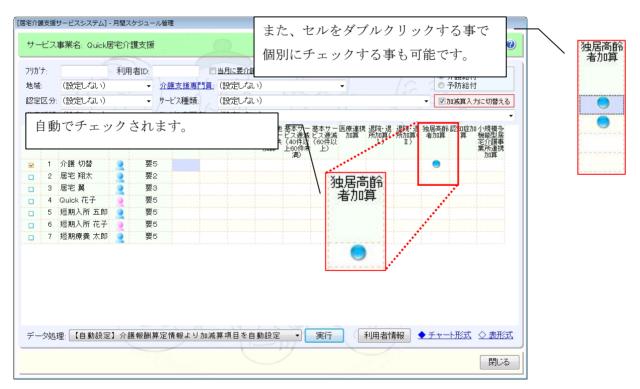
② 介護報酬算定情報で、独居高齢者加算を「あり」にチェックし、「保存」を押下する。



③ 月間スケジュール管理画面で「加減算入力に切替える」をチェックし、データ処理を「実行」する。



④ 「独居高齢者加算」が自動で設定されます。



ポイント!

<自動取込可能な算定項目>

独居高齢者加算、認知症加算、中山間地域等居住サービス提供加算 になります。

以上で自動取込の場合の設定は終了です。

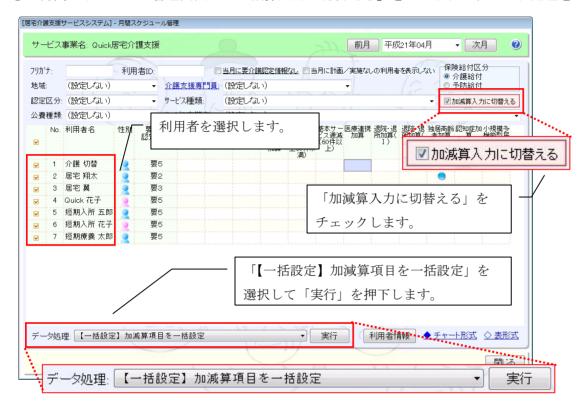
_ <設定例②> _

手動設定(一括設定)の場合の設定

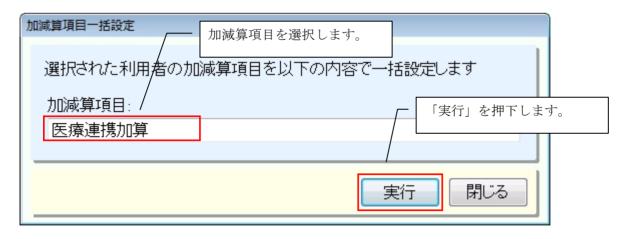
《算定項目》医療連携加算

平成 21 年 4 月 1 日より、算定項目の「医療連携加算」を算定する。

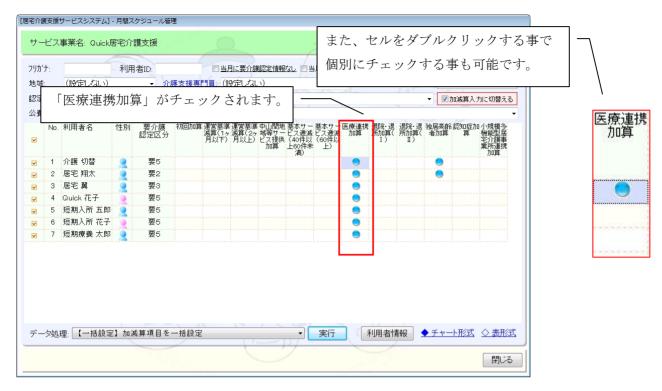
① 月間スケジュール管理画面で「加減算入力に切替える」をチェックし、データ処理を「実行」する。



② 一括設定する加減算項目(この例では「医療連携加算」)を選択し、実行を押下します。



③ 「医療連携加算」が一括で設定されます。



以上で手動設定の場合の設定は終了です。

- ポイント!

<自動取込の場合>

「介護報酬算定情報」にてチェックした算定項目について自動で設定可能です。

<手動設定(一括設定)の場合>

「加減算項目一括設定」画面にて手動で選択した算定項目について一括設定が可能です。

(7) 日割時算定用の介護内容区分があるタイプの加算

[メニュー]:訪問介護+ -> 月間スケジュール -> 利用者スケジュール管理

_ <設定例> ___

《サービス事業》 61:介護予防訪問介護

《算定項目》初回加算

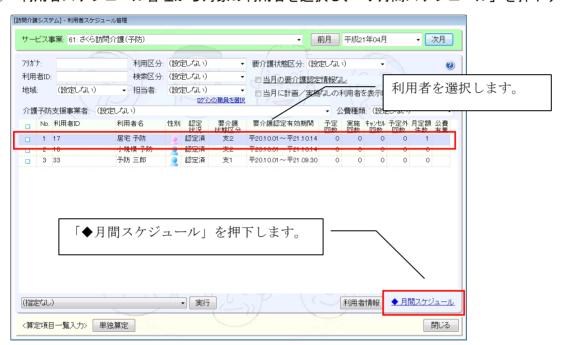
《利用者》 月途中で区分変更 予防 ⇒ 介護

平成21年4月に、算定項目の「基本サービス・日割の利用者の初回加算」を算定する。

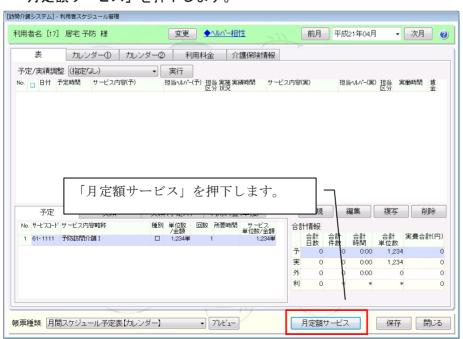
ポイント!

日割時の「初回加算」は新規に追加する必要があるので注意が必要です。

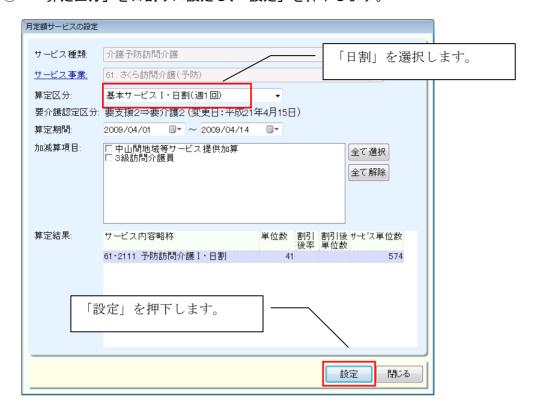
① 利用者スケジュール管理から対象の利用者を選択し、「◆月間スケジュール」を押下する。



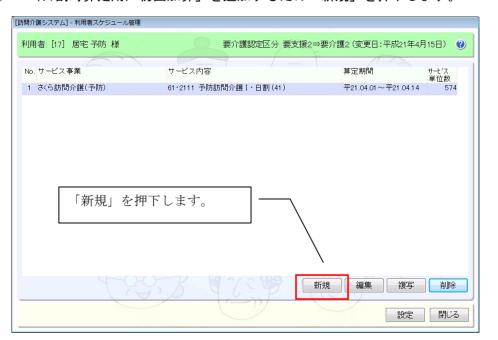
② 「月定額サービス」を押下します。



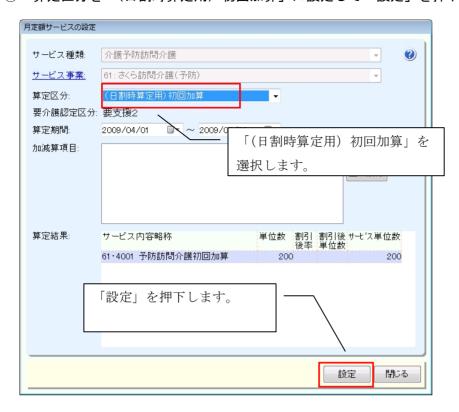
③ 「算定区分」を日割りに設定し、「設定」を押下します。



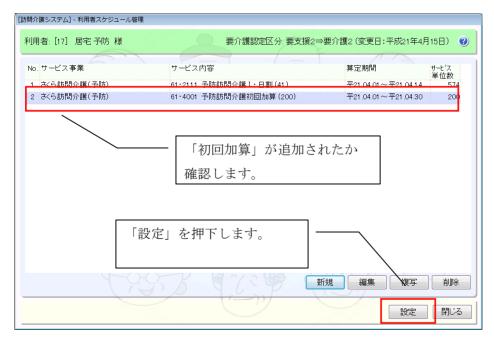
④ 「(日割時算定用)初回加算」を追加するため「新規」を押下します。



⑤ 算定区分を「(日割時算定用)初回加算」に設定して「設定」を押下する。



⑥ 「(日割時算定用)初回加算」が追加されたのを確認して「設定」を押下する。



以上で日割時算定用の介護内容区分があるタイプの加算の設定は終了です。

(8) 日割時算定用の体制設備があるタイプの加算

[メニュー]:通所介護+ -> 月間スケジュール -> 利用者スケジュール管理

- <設定例>

《サービス事業》 65:介護予防通所介護

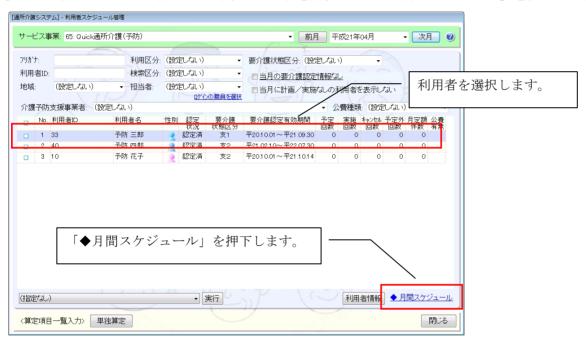
《算定項目》サービス提供体制強化加算

平成21年4月に、算定項目の「サービス提供体制強化加算」を算定する。

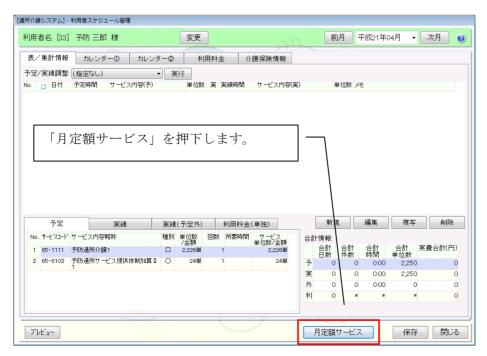
- ポイント!

日割時の「初回加算」は新規に追加する必要があるので注意が必要です。

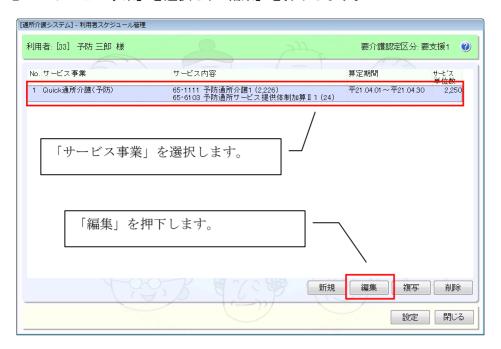
① 利用者スケジュール管理から対象の利用者を選択し、「◆月間スケジュール」を押下する。



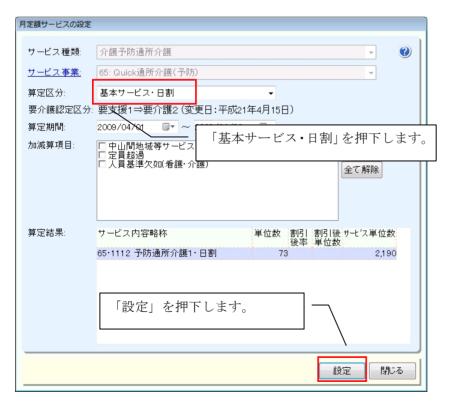
② 「月定額サービス」を押下します。



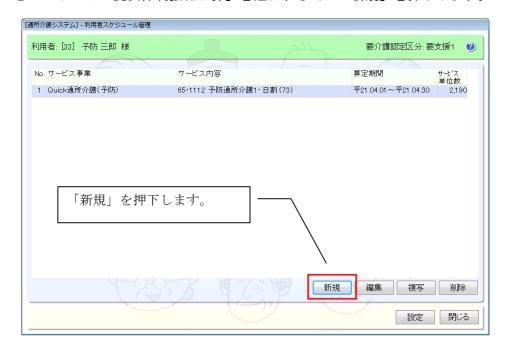
③ 「サービス事業」を選択し、「編集」を押下します。



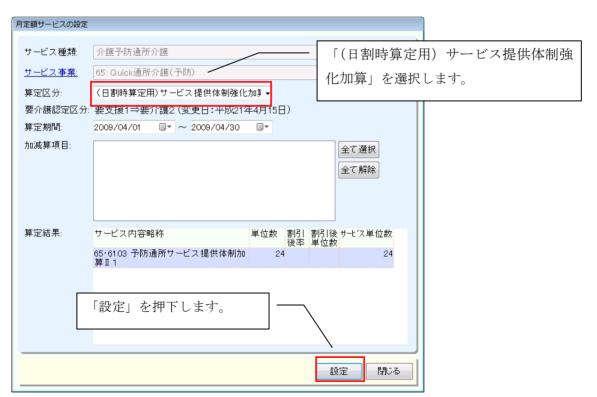
④ 算定区分を「基本サービス」⇒「基本サービス・日割」へ設定し「設定」を押下します。



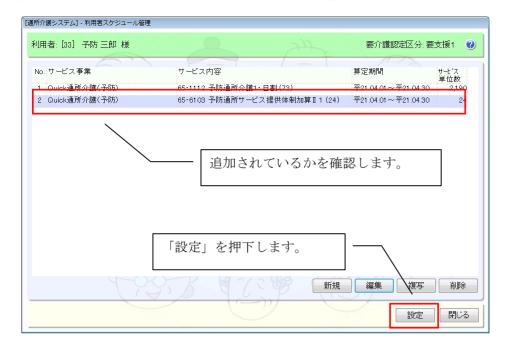
⑤ 「サービス提供体制強化加算」を追加するため「新規」を押下します。



⑥ 算定区分を「(日割時算定用)サービス提供体制強化加算」に設定して「設定」を押下する。



⑦ 「(日割時算定用) サービス提供体制強化加算」が追加されたのを確認して「設定」を押下する。



以上で日割時算定用の体制設備があるタイプの加算の設定は終了です。

(9) 福祉用具の算定項目の設定

[メニュー]: 基本情報 -> 利用者 -> 利用者

_ <設定例> _

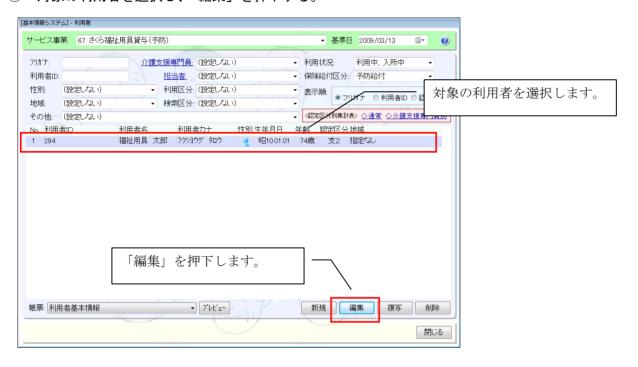
《サービス事業》 67:さくら福祉用具貸与(予防)

《利用者》 294:福祉用具 太郎

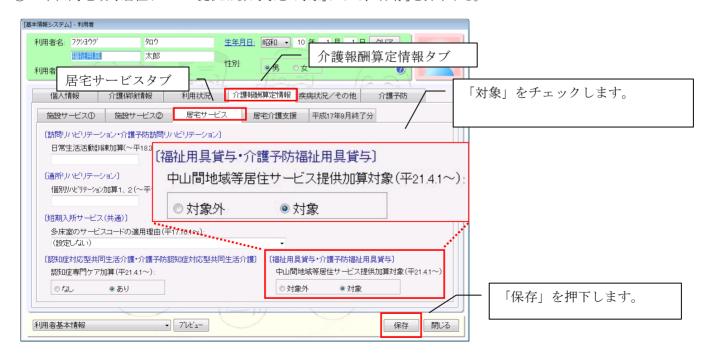
《算定項目》車いす貸与の中山間地域等サービス提供加算

平成21年4月に、算定項目の「車いす貸与の中山間地域等サービス提供加算」を算定する。

① 対象の利用者を選択し、「編集」を押下する。



② 中山間地域等居住サービス提供加算対象を「対象」にして、「保存」を押下する。

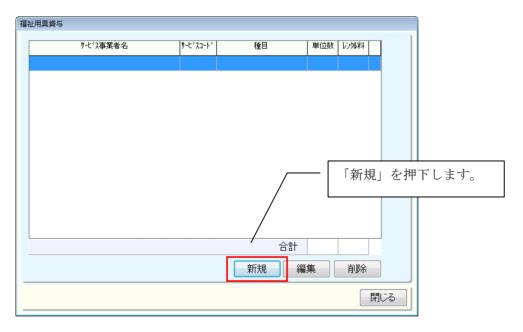


③ 「月間利用実績管理」画面にて利用者を選択して「福祉用具貸与の設定」を押下する。

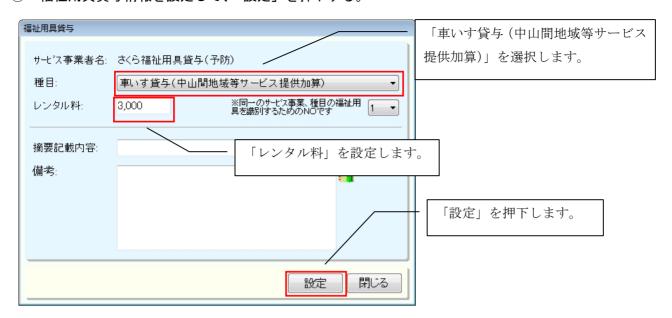
[メニュー]: 福祉用具貸与+ -> 月間利用実績 -> 月間利用実績管理



④ 福祉用具貸与画面で「新規」を押下する。



⑤ 福祉用具貸与情報を設定して、「設定」を押下する。



⑥ 「車いす貸与の中山間地域等サービス提供加算」が登録されているかを確認する。



以上で福祉用具の算定項目の設定は終了です。

(10) 訪問介護の初回加算の設定方法

[メニュー]: 居宅介護支援 -> ケアプラン -> 週間サービス計画表

- <設定例①> -

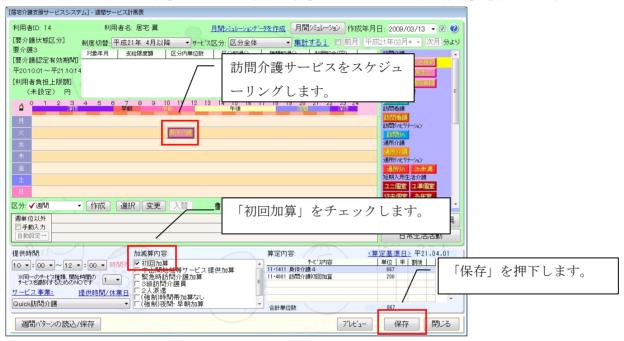
週間スケジュールで初回加算を設定して、月間スケジュールを作成した場合

《利用者》14:居宅 翼

《算定項目》初回加算

週間スケジュールで「初回加算」を設定した場合は月間スケジュールの最初の日のサービスのみに初回加算が が設定される事を確認する。

① 「週間サービス計画表」画面にて「初回加算」にチェックして、「保存」を押下する。



② 「月間スケジュール管理」画面で初回加算に最初の日のみチェックがついているか確認する。



以上で週間スケジュールで初回加算を設定して、月間スケジュールを作成した場合の設定は終了です。

- <設定例②>

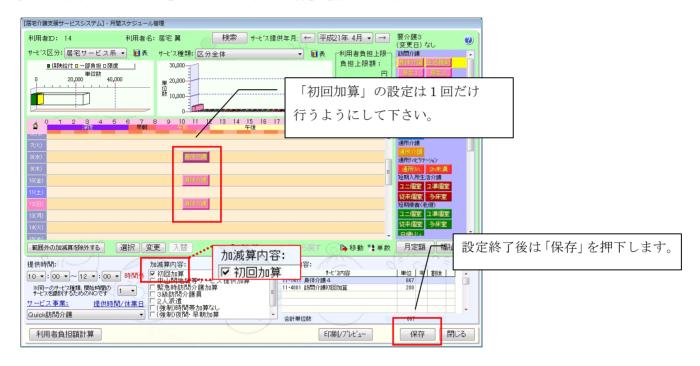
月間スケジュールで初回加算を設定する場合

《利用者》14:居宅 翼

《算定項目》初回加算

月間スケジュールで「初回加算」を設定する場合は1月のうち1回だけ設定すること。

① 「月間スケジュール」画面にて「初回加算」を設定する。



以上で、月間スケジュール画面での「初回加算」の設定は終了です。

- ポイント! -

<週間スケジュールで「初回加算」を設定した場合>

月間スケジュールを作成する際には「初回加算」を設定した最初のサービスの日に「初回加算」 が設定されていますので注意して下さい。

<月間スケジュールで「初回加算」を設定する場合>

1月のうち1回だけ「初回加算」を設定するようにして下さい。

初回加算を設定した日がキャンセルされた場合は、サービスを提供した日に変更する必要があります。

(11)外部利用型給付上限単位数の変更による外部サービス利用型の要介護認定情報の設定

[メニュー]: 基本情報 -> 利用者 -> 利用者

- <設定例>

《認定有効期限》平21.01.01~平21.12.31

《要介護度》要介護3

《外部利用型給付上限単位数》 20763 単位



《認定有効期限》平21.04.01~平21.12.31

《要介護度》要介護3

《外部利用型給付上限単位数》 21614 単位

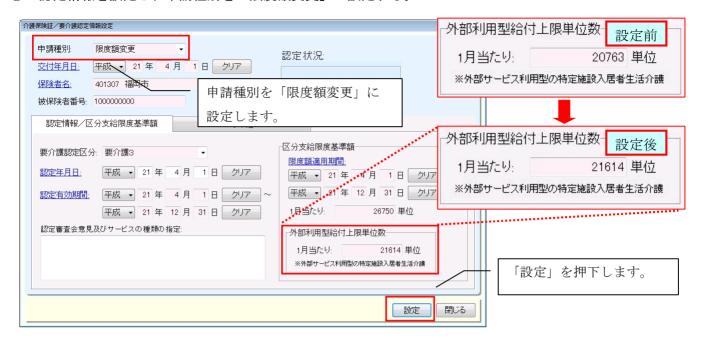
① 基本情報の利用者から対象の利用者を編集で開く。



② 介護認定情報から「新規」または「複写」を押下する。



③ 認定情報を設定し、申請種別を「限度額変更」に設定する。



以上で外部利用型給付上限単位数の変更による外部サービス利用型の要介護認定情報の設定は終了です。

(12) 週間サービス計画表、月間スケジュールの設定について

[メニュー]: 居宅介護支援 -> ケアプラン -> 週間サービス計画表

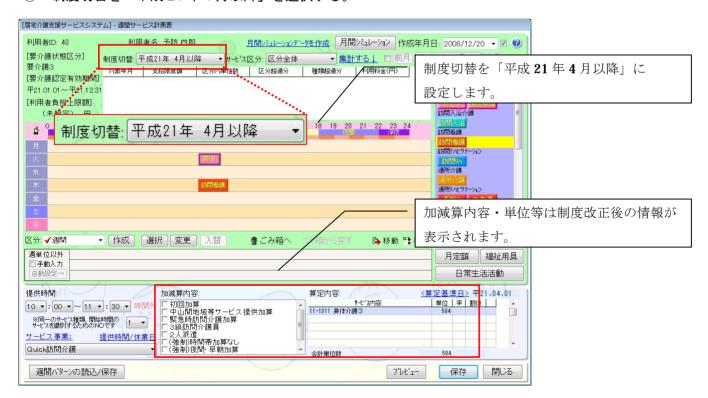
- <設定例(1)> _

<認定有効期限が平 **21.04.01** をまたがる場合> 《認定有効期限》平21.01.01~平21.12.31 《要介護度》要介護3

① 週間サービス計画表で該当の利用者の履歴を選択して「編集」を押下する。



② 制度切替を「平成21年4月以降」を選択する。



③ 追加、変更等を行い保存する。

_ <設定例②> _

<認定有効期限が平 21.04.01 以前で切れる場合>

《認定有効期限》平20.04.01~平21.03.31

《要介護度》要介護3

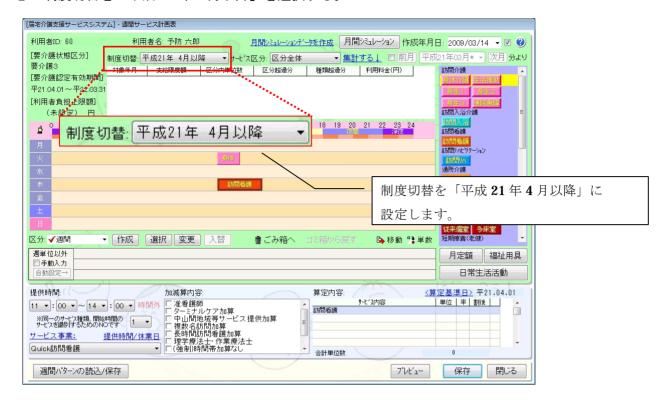
① 該当の利用者の最新の履歴を選択して「複写」を押下する。



② 「平 21.04.01」以降の要介護認定情報を選択する。



③ 制度切替を「平成21年4月以降」を選択する。



④ 追加、変更等を行い保存する。

以上で週間サービス計画表、月間スケジュールの設定は終了です。

ポイント!

「制度切替」の初期表示は現在日付に依存しますのでご注意下さい。

<月間スケジュールの設定について>

制度改正のバージョンアップ前に平成21年4月以降提供分の月間スケジュールを作成している場合は、新規追加された加算項目については手動で設定する必要があります。

また、平成21年3月31日で終了した加算項目については、バージョンアップ時に削除してありますので削除する必要はありません。

サービス種類	地域区分	【旧】地域単価	【新】地域単価
11:訪問介護	特別区	10.72	11.05
	特甲地	10.60	10.70
	甲地	10.36	10.42
	乙地	10.18	10.35
	その他	10.00	10.00
12:訪問入浴介護	特別区	10.72	11.05
	特甲地	10.60	10.70
	甲地	10.36	10.42
	乙地	10.18	10.35
	その他	10.00	10.00
13:訪問看護	特別区	10.48	10.83
	特甲地	10.40	10.55
	甲地	10.24	10.33
	乙地	10.12	10.28
	その他	10.00	10.00
14:訪問リハビリテーション	特別区	10.48	10.83
	特甲地	10.40	10.55
	甲地	10.24	10.33
	乙地	10.12	10.28
	その他	10.00	10.00
17:福祉用具貸与	特別区	10.00	10.00
	特甲地	10.00	10.00
	甲地	10.00	10.00
	乙地	10.00	10.00
	その他	10.00	10.00
15:通所介護	特別区	10.72	10.68
	特甲地	10.60	10.45
	甲地	10.36	10.27
	乙地	10.18	10.23
	その他	10.00	10.00
16:通所リハビリテーション	特別区	10.48	10.83
	特甲地	10.40	10.55
	甲地	10.24	10.33
	乙地	10.12	10.28
	その他	10.00	10.00

サービス種類	地域区分	【旧】地域単価	【新】地域単価
21:短期入所生活介護	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00
22:短期入所療養介護(介護老人保健施設)	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00
23:短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00
32:認知症対応型共同生活介護	特別区	10.72	10.68
	特甲地	10.60	10.45
	甲地	10.36	10.27
	乙地	10.18	10.23
	その他	10.00	10.00
33:特定施設入居者生活介護	特別区	10.72	10.68
	特甲地	10.60	10.45
	甲地	10.36	10.27
	乙地	10.18	10.23
	その他	10.00	10.00
31:居宅療養管理指導	特別区	10.00	10.00
	特甲地	10.00	10.00
	甲地	10.00	10.00
	乙地	10.00	10.00
	その他	10.00	10.00
51:介護福祉施設サービス	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00

サービス種類	地域区分	【旧】地域単価	【新】地域単価
52:介護保健施設サービス	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00
53:介護療養施設サービス	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00
43:居宅介護支援	特別区	10.72	11.05
	特甲地	10.60	10.70
	甲地	10.36	10.42
	乙地	10.18	10.35
	その他	10.00	10.00
61:介護予防訪問介護	特別区	10.72	11.05
	特甲地	10.60	10.70
	甲地	10.36	10.42
	乙地	10.18	10.35
	その他	10.00	10.00
62:介護予防訪問入浴介護	特別区	10.72	11.05
	特甲地	10.60	10.70
	甲地	10.36	10.42
	乙地	10.18	10.35
	その他	10.00	10.00
63:介護予防訪問看護	特別区	10.48	10.83
	特甲地	10.40	10.55
	甲地	10.24	10.33
	乙地	10.12	10.28
	その他	10.00	10.00
64:介護予防訪問リハビリテーション	特別区	10.48	10.83
	特甲地	10.40	10.55
	甲地	10.24	10.33
	乙地	10.12	10.28
	その他	10.00	10.00

サービス種類	地域区分	【旧】地域単価	【新】地域単価
67:介護予防福祉用具貸与	特別区	10.00	10.00
	特甲地	10.00	10.00
	甲地	10.00	10.00
	乙地	10.00	10.00
	その他	10.00	10.00
65:介護予防通所介護	特別区	10.72	10.68
	特甲地	10.60	10.45
	甲地	10.36	10.27
	乙地	10.18	10.23
	その他	10.00	10.00
66:介護予防通所リハビリテーション	特別区	10.48	10.83
	特甲地	10.40	10.55
	甲地	10.24	10.33
	乙地	10.12	10.28
	その他	10.00	10.00
24:介護予防短期入所生活介護	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00
25:介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施 設)	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00
26:介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00
35:介護予防特定施設入居者生活介護	特別区	10.72	10.68
	特甲地	10.60	10.45
	甲地	10.36	10.27
	乙地	10.18	10.23
	その他	10.00	10.00

サービス種類	地域区分	【旧】地域単価	【新】地域単価
34:介護予防居宅療養管理指導	特別区	10.00	10.00
	特甲地	10.00	10.00
	甲地	10.00	10.00
	乙地	10.00	10.00
	その他	10.00	10.00
46:介護予防支援	特別区	10.72	11.05
	特甲地	10.60	10.70
	甲地	10.36	10.42
	乙地	10.18	10.35
	その他	10.00	10.00
71: 夜間対応型訪問介護	特別区	10.72	11.05
	特甲地	10.60	10.70
	甲地	10.36	10.42
	乙地	10.18	10.35
	その他	10.00	10.00
72:認知症対応型通所介護	特別区	10.72	10.83
	特甲地	10.60	10.55
	甲地	10.36	10.33
	乙地	10.18	10.28
	その他	10.00	10.00
73:小規模多機能型居宅介護	特別区	10.72	10.83
	特甲地	10.60	10.55
	甲地	10.36	10.33
	乙地	10.18	10.28
	その他	10.00	10.00
36:地域密着型特定施設入居者生活介護	特別区	10.72	10.68
	特甲地	10.60	10.45
	甲地	10.36	10.27
	乙地	10.18	10.23
	その他	10.00	10.00
38:認知症対応型共同生活介護(短期利用)	特別区	10.72	10.68
	特甲地	10.60	10.45
	甲地	10.36	10.27
	乙地	10.18	10.23
	その他	10.00	10.00

サービス種類	地域区分	【旧】地域単価	【新】地域単価
54: 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別区	10.48	10.68
	特甲地	10.40	10.45
	甲地	10.24	10.27
	乙地	10.12	10.23
	その他	10.00	10.00
74:介護予防認知症対応型通所介護	特別区	10.72	10.83
	特甲地	10.60	10.55
	甲地	10.36	10.33
	乙地	10.18	10.28
	その他	10.00	10.00
75:介護予防小規模多機能型居宅介護	特別区	10.72	10.83
	特甲地	10.60	10.55
	甲地	10.36	10.33
	乙地	10.18	10.28
	その他	10.00	10.00
37:介護予防認知症対応型共同生活介護	特別区	10.72	10.68
	特甲地	10.60	10.45
	甲地	10.36	10.27
	乙地	10.18	10.23
	その他	10.00	10.00
39:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利	特別区	10.72	10.68
用)			
	特甲地	10.60	10.45
	甲地	10.36	10.27
	乙地	10.18	10.23
	その他	10.00	10.00